



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

- *9 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (総務課)..... 1
- *10 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課)..... 3
- *11 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (")..... 6
- *12 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課)..... 12

訓 令

和歌山県訓令第9号

庁中一般
各地方機関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程 (平成13年和歌山県訓令第12号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 (第15条、第57条関係) 1 本庁		別表第1 (第15条、第57条関係) 1 本庁	
課名	記号	課名	記号
略		略	
総務課	略	総務課	略
<u>総務課DX推進室</u>	<u>DX</u>		
略		略	
情報政策課	略	情報政策課	略
略		総務企画課	総企
略		事業推進課	事推
略		略	
環境生活総務課	略	環境生活総務課	略
略		<u>環境生活総務課自然環境室</u>	<u>自環</u>
略		略	
2 振興局		2 振興局	
振興局名	内部組織の名称	記号	
		振興局名	内部組織の名称
			記号

	部名	課等の名称	
海草振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		地域課	海地地
	略		
那賀振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		地域課	那地地
	略		
伊都振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		地域課	伊地地
	略		
有田振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		地域課	有地地
	略		
	建設部	略	
		広川出張所	略
略		略	
日高振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		地域課	日地地
	略		
西牟婁振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		地域課	西地地
	略		
東牟婁振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		地域課	東地地
	略		

3 略

	部名	課等の名称	
海草振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		略	
	略		
那賀振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		略	
	略		
伊都振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		略	
	略		
有田振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		略	
	建設部	略	
		広川出張所	略
		湯浅御坊高速事務所	有建湯高
略			
日高振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		略	
	略		
西牟婁振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		略	
	略		
東牟婁振興局	地域振興部	略	略
		企画産業課	略
		略	
	略		

3 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第10号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、国際担当参事、情報政策担当参事」を削る。

別表第1部長専決事項の欄23（1）を次のように改める。

- （1）指定納付受託者の指定（第231条の2の3第1項）

別表第2総務部の表税務課の項局長専決事項の欄1（4）中「株式等譲渡取得割」の次に「、法人の事業税」を、「第71条の67」の次に「、第72条の76」を加える。

別表第2環境生活部の表自然環境室の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 3 和歌山県環境基本条例第32条第1項に規定する和歌山県環境審議会への諮問（和歌山県環境審議会規則（平成15年和歌山県規則第87号）第3条第4項及び第5項の審議事項に係るものに限る。）に関すること。

別表第2環境生活部の表自然環境室の項局長専決事項の欄1（2）中「第3項」の次に「、第4項」を加え、同表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄1（20）を同欄1（21）とし、同欄1（1）から同欄1（19）までを同欄1（2）から同欄1（20）までとし、同欄1に同欄1（1）として次のように加える。

- （1）和歌山県環境審議会への諮問（第5条の5第3項）

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄2（2）を同欄2（3）とし、同欄2（1）の次に次のように加える。

- （2）和歌山県リサイクル製品認定審査会への諮問（第5条第4項）

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄1（29）を同欄1（30）とし、同欄1（1）から同欄1（28）までを同欄1（2）から同欄1（29）までとし、同欄1に同欄1（1）として次のように加える。

- （1）廃棄物処理計画の策定又は変更に関する市町村への意見聴取（第5条の5第3項）

別表第2環境生活部の表環境管理課の項部長専決事項の欄2（3）を削り、同欄に次のように加える。

- 4 騒音規制法（昭和43年法律第98号）に関する次のこと。

- （1）地域の指定（第3条第1項）

- （2）規制基準の設定（第4条第1項）

- 5 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）に関する次のこと。

- （1）区域の指定（別表備考）

- 6 振動規制法（昭和51年法律第64号）に関する次のこと。

- （1）地域の指定（第3条第1項）

- （2）規制基準の設定（第4条第1項）

- 7 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に関する次のこと。

- （1）規制地域の指定（第3条）

- （2）規制基準の設定（第4条）

- 8 和歌山県環境基本条例第32条第1項に規定する和歌山県環境審議会への諮問（和歌山県環境審議会規

則第3条第1項及び第2項の審議事項に係るものに限る。) に関すること。

別表第2環境生活部の表環境管理課の項局長専決事項の欄5中「(昭和43年法律第98号)」を削り、同欄6中「(昭和51年法律第64号)」を削り、同欄7中「(昭和46年法律第91号)」を削り、同欄10(5)中「第16条」を「第16条第4項」に改める。

別表第2環境生活部の表県民活動団体室の項局長専決事項の欄1中「公告」を「公表」に改め、同項課長専決事項の欄1(1)中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改め、同欄1(12)中「第48条第4項」を「第52条第1項」に改め、同表青少年・男女共同参画課の項部長専決事項の欄2及び同項課長専決事項の欄3中「和歌山県未成年者喫煙防止条例」を「和歌山県20歳未満の者の喫煙の防止に関する条例」に改め、別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に関する次のこと。

- (1) 社会福祉連携推進法人の認定(第125条)
- (2) 社会福祉連携推進認定の通知及び公示(第129条)
- (3) 社会福祉連携推進認定の取消し(第145条第1項、第2項)
- (4) 社会福祉連携推進認定の取消しの公示(第145条第3項)

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄1中「(昭和26年法律第45号)」を削り、同欄1(3)中「職権」を「利害関係人の請求又は職権」に改め、「第45条の6第2項」の次に「(第143条において準用する場合を含む。)」を加え、同欄1(5)中「社会福祉法人の」を「社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人に対する」に改め、「第9項」の次に「(これらの規定について、第144条において準用する場合を含む。)」を加え、同欄1(7)中「第57条の2第2項」の次に「(第144条において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項課長専決事項の欄1(2)中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人」に改め、「第45条の36第2項」の次に「第139条第1項」を加え、同欄1(7)中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人」に改め、「第56条第1項」の次に「(第144条において準用する場合を含む。)」を加え、同欄1(8)中「第56条第2項」の次に「(第144条において準用する場合を含む。)」を加え、同欄1(10)中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は社会福祉連携推進法人」に改め、「第59条の2第3項」の次に「(第144条において準用する場合を含む。)」を加え、同欄1に次のように加える。

- (11) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定(第140条)
- (12) 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可(第142条)
- (13) 社会福祉連携推進認定の取消しに伴う名称の変更の登記の嘱託(第145条第5項)
- (14) 社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与に関する通知(第146条第4項)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項局長専決事項の欄3(2)を削り、同欄3(3)を同欄3(2)とし、同欄3(4)を同欄3(3)とし、同項課長専決事項の欄1(3)を同欄1(4)とし、同欄1(2)を同欄1(3)とし、同欄1(1)を同欄1(2)とし、同欄1に同欄1(1)として次のように加える。

- (1) 介護支援専門員の登録(第69条の2)

別表第2福祉保健部の表薬務課の項局長専決事項の欄1(3)中「第13項」を「第15項」に改め、同欄1(4)中「第23条の2の3」を「第13条の2の2、第23条の2の3」に改め、同項課長専決事項の欄1(3)中「第14条第6項」を「第14条第7項」に、「第14条第9項」を「第14条第15項」に、「第80条」を「第14条の2第1項、第14条の7の2第3項、第80条」に改め、同欄1(9)を同欄1(11)とし、同欄1(1)から同欄1(8)までを同欄1(3)から同欄1(10)までとし、同欄1に同欄1(1)及び同欄1(2)として次のように加える。

- (1) 地域連携薬局の認定(第6条の2第1項)
- (2) 専門医療機関連携薬局の認定(第6条の3第1項)

別表第2商工観光労働部の表商工観光労働総務課の項局長専決事項の欄4を次のように改める。

4 和歌山競輪場管理条例(昭和25年和歌山県条例第26号)に関する次のこと。

(1) 使用料の決定(第3条)

別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項の欄17を削り、同欄18を同欄17とし、同欄19を同欄18とし、同欄20中「林道網整備計画」を「林道整備計画」に改め、同欄20を同欄19とし、同欄21から同欄27までを同欄20から同欄26までとする。

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄5を削り、同欄6を同欄5とし、同欄7から同欄12までを同欄6から同欄11までとし、同欄13(2)中「明渡し請求」を「明渡請求」に、「第29条」を「第30条」に改め、同欄13を同欄12とし、同欄14から同欄22までを同欄13から同欄21までとし、同項局長専決事項の欄に次のように加える。

22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に関する次のこと。

(1) 容積率の特例に係る許可(第18条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄6を削り、同欄7を同欄6とし、同欄8から同欄10までを同欄7から同欄9までとし、同欄11(27)を削り、同欄11(26)を同欄11(27)とし、同欄11(17)から同欄11(25)までを同欄11(18)から同欄11(26)までとし、同欄11(16)の次に次のように加える。

(17) 共益費の徴収の決定の通知(第20条の2)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄11に次のように加え、同欄11を同欄10とする。

(28) 公営住宅監理員の任命(第55条第2項)

(29) 立入検査を行う職員の指定等(第56条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄12(13)中「第27条」を「第28条」に改め、同欄12(13)を同欄12(14)とし、同欄12(12)中「第26条」を「第27条」に改め、同欄12(12)を同欄12(13)とし、同欄12(11)中「第25条第1項ただし書」を「第26条第1項ただし書」に改め、同欄12(11)を同欄12(12)とし、同欄12(10)中「第24条ただし書」を「第25条ただし書」に改め、同欄12(10)を同欄12(11)とし、同欄12(9)の次に次のように加える。

(10) 共益費の徴収の決定の通知(第20条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄12に次のように加え、同欄12を同欄11とする。

(15) 駐車場の使用者の決定等(第31条)

(16) 立入検査を行う職員の指定等(第32条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄34を同欄35とし、同欄30から同欄33までを同欄31から同欄34までとし、同欄29(6)から同欄29(13)までを削り、同欄29に次のように加え、同欄29を同欄30とする。

(6) 建築物の建築に関する届出等の受理(ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。)

(第19条第1項、第20条第2項)

(7) 届出に係る計画の変更その他必要な措置の指示(第19条第2項)

(8) 指示に係る措置の命令(第19条第3項)

(9) 建築物に係る報告、検査(第21条第1項)

(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(第34条第1項)

(11) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定(第36条)

(12) 認定建築主に対する報告の徴収(第37条)

(13) 認定建築主に対する改善命令(第38条)

(14) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し(第39条)

(15) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定(第41条第1項、第2項)

(16) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し(第42条)

(17) 基準適合認定建築物に係る報告、検査等 (第43条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄28を同欄29とし、同欄18から同欄27までを同欄19から同欄28までとし、同欄17中「(平成20年法律第87号)」を削り、同欄17(2)中「第9条第2項」の次に「、第4項」を加え、同欄17(5)中「第1項、第2項」を削り、同欄17を同欄18とし、同欄13から同欄16までを同欄14から同欄17までとし、同欄11の次に次のように加える。

12 和歌山県営住宅等共益費取扱規程 (令和3年和歌山県告示955号) に関する次のこと。

- (1) 徴収協定の締結 (第7条第1項)
- (2) 徴収協定の有効期間の更新 (和歌山県営住宅条例第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。) (第7条第3項)
- (3) 共益費相当額の決定 (第8条)
- (4) 徴収費用の決定 (第10条)
- (5) 徴収する共益費及び徴収費用の通知 (第57条の規定により管理を委託した県営住宅及び共同施設に係るものに限る。) (第11条)
- (6) 徴収実績額と支払実績額の確定 (第13条)
- (7) 徴収の決定の取消し (第14条)

13 和歌山県営住宅等駐車場使用料減免要綱 (令和3年7月2日制定) の規定による使用料の減免 (和歌山県営住宅条例第57条の規定により管理を委託した駐車場に係るものに限る。) に関すること。

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

36 マンションの管理の適正化の推進に関する法律 (平成12年法律第149号) に関する次のこと。

- (1) マンション管理適正化推進計画の作成に係る手続等に関すること。 (第3条の2)
- (2) 助言、指導等 (第5条の2)
- (3) 管理計画の認定等 (第5条の3、第5条の4、第5条の5)
- (4) 認定の更新 (第5条の6)
- (5) 認定を受けた管理計画の変更 (第5条の7)
- (6) 報告の徴収 (第5条の8)
- (7) 改善命令 (第5条の9)
- (8) 管理計画の認定の取消し (第5条の10)
- (9) 指定認定事務支援法人への事務の委託 (第5条の12第1項)
- (10) マンション管理適正化推進行政事務の処理に係る町村との協議 (第104条の2第2項)

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各地方機関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程 (昭和63年和歌山県訓令第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(代決)	(代決)

第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。

区分	決裁者	代決者	
		第1順位者	第2順位者
略			
振興局	略		
	建設部 紀の川 流域下 水道事 務所長	略	
	略	略	略
略			

2～5 略

別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項

専決者	専決事項
地方機関の長 (かい以外の地方機関の長にあつては第1項から第15項までに掲げる事項に限る。)	1～25 略

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
保健所 長	1～11 略 12 危害分析・重要管理点方式(以下「HACCP」という。)に係る和歌山県HACCPシステム認証制度実施要綱(令和3年6月1日制定)に関する次のこと。 (1) 認証書の交付 (2) 認証書の書換え交付 (3) 認証書の再交付 (4) 認証の辞退等

第8条 決裁者が不在の時は、次の表に掲げる第1順位者が代決し、決裁者及び第1順位者がともに不在の時は、同表に掲げる第2順位者が代決することができる。

区分	決裁者	代決者	
		第1順位者	第2順位者
略			
振興局	略		
	建設部 紀の川 流域下 水道事 務所長	略	
	建設部 湯浅御 坊高速 事務所 長	次長	主務課長
	略	略	略
略			

2～5 略

別表第1 (第3条関係) 地方機関の長共通専決事項

専決者	専決事項
地方機関の長 (かい以外の地方機関の長にあつては第1項から第14項までに掲げる事項に限る。)	1～25 略

別表第2 (第3条関係) 地方機関の長個別専決事項

専決者	専決事項
略	
保健所 長	1～11 略

(5) 認証の取消し	
略	
公営競技事務 所長	1～4 略 5 和歌山競輪場管理条例施行規則(昭和25年和歌山県規則第43号)に関する次のこと。 (1) 使用許可(第1条、第2条) (2) 使用許可の取消し、制限及び停止(第3条) (3) 管理上の指示(第5条)
略	

備考 略

別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項
(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	略
部長	1～8 略 9 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。) 。 10 略 11 所属の職員の時間外勤務命令に関すること(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。) 。 12 部長の旅行(管内に限る。)及び所属の職員の旅行に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。) 。 13 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所、有田振興局建設部広川出張所及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)の休暇(2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。)の承認等に関する

略	
公営競技事務 所長	1～4 略 5 和歌山競輪場管理条例施行規則(昭和25年和歌山県規則第43号)に関する次のこと。 (1) 使用許可(第1条、第3条) (2) 使用許可の取消、制限及び停止(第4条) (3) 管理上の指示(第6条)
略	

備考 略

別表第3(第4条関係) 振興局の局長、部長、所長及び部の課長等専決事項
(1) 共通専決事項

専決者	専決事項
略	略
部長	1～8 略 9 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関すること(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。) 。 10 略 11 所属の職員の時間外勤務命令に関すること(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。) 。 12 部長の旅行(管内に限る。)及び所属の職員の旅行に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関すること(所長、部の課長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長の専決事項として定めているものを除く。) 。 13 所属の職員(所長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部広川出張所長、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所、有田振興局建設部広川出張所、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。)の休暇(2

	<p>ること。</p> <p>14 所属の職員（所長、海草振興局建設部海南工事事務所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。）に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>15～37 略</p>		<p>週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。）の承認等に関すること。</p> <p>14 所属の職員（所長、海草振興局建設部海南工事事務所長、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所長並びに海草振興局建設部海南工事事務所、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所及び東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に所属する職員を除く。）に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>15～37 略</p>
略		略	
農林水産振興部長	<p>1～34 略</p> <p>35～62 略</p> <p>63 紀州材需要拡大対策支援事業（紀州材で建てる地域住宅支援及び建築物木造木質化支援に限る。）の補助金の交付に関すること。</p> <p>64・65 略</p> <p>66 山の基盤機能向上事業の補助金の交付に関すること。</p> <p>67～71 略</p> <p>72～77 略</p> <p>78 「山の恵み」活用人材支援事業の補助金の交付に関すること。</p>	農林水産振興部長	<p>1～34 略</p> <p>35 技術開発要請課題実証事業により取得した施設等の貸付け及び貸付期間の更新に関すること。</p> <p>36～63 略</p> <p>64 紀州材需要拡大対策支援事業（紀州材で建てる地域住宅支援及び公共施設整備等に限る。）の補助金の交付に関すること。</p> <p>65・66 略</p> <p>67 住みよい山村集落総合対策事業の補助金の交付に関すること。</p> <p>68～72 略</p> <p>73 林業安全架設器具導入支援事業の補助金の交付に関すること。</p> <p>74～79 略</p>
建設部長	<p>1～51 略</p> <p>52 和歌山県営住宅等共益費取扱規程（令和3年和歌山県告示第955号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 徴収協定の有効期間の更新（第7条第3項）</p> <p>(2) 共益費相当額の決定（第7条第3項の規定により有効期間が更新される協定に係るものに限る。）（第8条）</p> <p>(3) 徴収する共益費及び徴収費用の月額のお知らせ（第11条）</p> <p>53 和歌山県営住宅等駐車場使用料減免要綱（令和3年7月2日制定）に規定する使用料の減免（和歌山県営住宅条例第57条の規定により管理を委託した共同施設として整備された駐車場に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>54～63 略</p> <p>64 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事項（海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) 建築物の建築に関する届出等の受理（ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。）（第19条第1項、第20条</p>	建設部長	<p>1～51 略</p> <p>52～61 略</p> <p>62 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に関する事項（海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。）</p> <p>(1) 建築物に係る指導及び助言（第74条第1項）</p> <p>(2) 特定建築物に係る届出の受理（ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。）（第75条第1項、第75条の2第</p>

<p>第2項) (2) 届出に係る計画の変更その他必要な措置の指示 (第19条第2項) (3) 指示に係る措置の命令 (第19条第3項) (4) 建築物に係る報告、検査 (第21条第1項) (5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 (第34条第1項) (6) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定 (第36条) (7) 認定建築主に対する報告の徴収 (第37条) (8) 認定建築主に対する改善命令 (第38条) (9) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し (第39条) (10) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (第41条第1項、第2項) (11) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し (第42条) (12) 基準適合認定建築物に係る報告、検査等 (第43条) 65 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) に関する次の事項 (海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。) (1) 略 (2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定 (第8条第2項、第9条第2項、第4項) (3)・(4) 略 (5) 改善命令 (第13条) (6) 略 66～69 略</p>	
--	--

略

建設部 ダム管理 事務 所管理 課長	<p>1 軽易な照会、回答、通知、進達等に関する事。 2～7 略 8 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項に関する事。</p>
--------------------------------	--

略 略

備考

1 「部の課長」とは、各部の課長 (海草振興局建設部海南工事事務所、東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所に所属する課長を含む。) をいう。

2・3 略

(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
海草振興局建設部海	<p>1～5 略 6 和歌山県情報公開条例に関する次のこと。</p>

<p>1項) (3) 報告の徴収及び立入検査 (第87条第10項)</p>	<p>63 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号) に関する次の事項 (海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。) (1) 略 (2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定 (第8条第2項、第9条第2項) (3)・(4) 略 (5) 改善命令 (第13条第1項、第2項) (6) 略 64～67 略</p>
--	---

略

建設部 ダム管理 事務 所管理 課長	<p>1～6 略 7 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項についての照復に関する事。</p>
--------------------------------	--

略 略

備考

1 「部の課長」とは、各部の課長 (海草振興局建設部海南工事事務所、有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所、東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所及び東牟婁振興局健康福祉部串本支所に所属する課長を含む。) をいう。

2・3 略

(2) 個別専決事項

専決者	専決事項
略	略
海草振興局建設部海	<p>1～5 略</p>

南工事事務所長	(1) 開示決定等 (和歌山県情報公開事務取扱要綱 (平成13年制定) 第4の3の(3)ただし書に該当するものに限る。) (第11条) 7~18 略
略	略
有田振興局建設部広川出張所長	略
略	略
西牟婁振興局建設部長	1~5 略 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する次のこと (西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。) (1)~(5) 略
略	略

備考 略

別表第4 (第4条関係) こころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
院長	1 略 2 院長、副院長、事務局長、部長、主幹又は医師の週休日の振替並びに関庁部門等職員の週休日及び

南工事事務所長	6~17 略
略	略
有田振興局建設部広川出張所長	略
有田振興局建設部湯浅御坊高速事務所長	1 所属の職員の時間外勤務命令に 関すること。 2 所属の職員に係る週休日の振替並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する こと。 3 所長の旅行 (管内の旅行に限る) 及び所属の職員の旅行 (旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。) に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する こと。 4 所属の職員の休暇 (2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに組合休暇を除く。) の承認に 関すること。 5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する 次のこと。 (1) 部分休業の承認 (第19条第1項) (2) 部分休業の取消し (第19条第3項) 6 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項について照復する こと。 7 工事等に伴う土地買収、物件補償等及び土地建物等の借上げ並びに土地の登記 (地図の訂正に限る) に関する こと。 8 許可、届出等に関する書類の受理及び進達に関する こと。
略	略
西牟婁振興局建設部長	1~5 略 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号) に関する次のこと (西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内の建築物に限る。) (1)~(5) 略
略	略

備考 略

別表第4 (第4条関係) こころの医療センターの院長、事務局長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
院長	1 略 2 院長、副院長、事務局長、部長又は医師の週休日の振替並びに関庁部門等職員の週休日及び勤務時

	勤務時間の割振りの指定に関する こと。 3 院長、副院長、事務局長、部長、 看護副部長又は主幹の管理職員 特別勤務の確認に関すること。 4 略 5 院長、副院長、事務局長、部長、 主幹又は医師の旅行（院長の2 週間以上にあたる旅行を除く。） に係る旅行命令、旅費の調整及び 復命の受理に関すること。 6 院長、副院長、事務局長、部長、 主幹又は医師の休暇（2週間以 上にあたる病気休暇及び特別休暇 並びに組合休暇を除く。）の承認 等に関すること。 7 院長、副院長、事務局長、部長、 主幹又は医師に係る地方公務員 の育児休業等に関する法律に関す る次のこと。 (1)・(2) 略 8～13 略		間の割振りの指定に関すること。 3 院長、副院長、事務局長又は部 長の管理職員特別勤務の確認に関 すること。 4 略 5 院長、副院長、事務局長、部長 又は医師の旅行（院長の2週間以 上にあたる旅行を除く。）に係る 旅行命令、旅費の調整及び復命の 受理に関すること。 6 院長、副院長、事務局長、部長 又は医師の休暇（2週間以上にあ たる病気休暇及び特別休暇並びに 組合休暇を除く。）の承認等に関 すること。 7 院長、副院長、事務局長、部長 又は医師に係る地方公務員の育児 休業等に関する法律に関する次の こと。 (1)・(2) 略 8～13 略
事務局 長	1～5 略 6 所属の職員の管理職特別勤務の 確認に関すること。 7～15 略	事務局 長	1～5 略 6 職員（院長、副院長及び事務局 長を除く。以下同じ。）の管理職 特別勤務の確認に関すること。 7～15 略
略	略	略	略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第12号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第14条関係） 会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達 物品の調達に関する所管		別表第2（第14条関係） 会計局総務事務集中課及び各振興局の集中調達 物品の調達に関する所管	
区分	所管するかい等	区分	所管するかい等
会計 局総 務事 務集 中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山 県税事務所 環境衛生研究センター 動 物愛護センター 消費生活センター 男 女共同参画センター 子ども・女性・障 害者相談センター 精神保健福祉センタ ー 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 畜産課（紀	会計 局総 務事 務集 中課	海草振興局 文書館 消防学校 和歌山 県税事務所 環境衛生研究センター 動 物愛護センター 消費生活センター 男 女共同参画センター 子ども・女性・障 害者相談センター 精神保健福祉センタ ー 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山産業技術専門学院 和歌山下津

	<p>北家畜保健衛生所) 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 紀北教育事務所</p>	<p>港湾事務所 教育センター学びの丘教育相談室 向陽中学校 桐蔭中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 きのくに青雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北支援学校 紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館</p>
<p>那賀振興局</p>	<p>那賀振興局 紀北県税事務所 仙溪学園 高等看護学院 農林水産総務課 (農業試験場、果樹試験場かき・もも研究所、水産試験場内水面試験地) 果樹園芸課 (農作物病虫害防除所、農作物病虫害防除所紀の川駐在) 粉河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校</p>	<p>那賀振興局 紀北県税事務所 仙溪学園 高等看護学院 農業試験場 果樹試験場かき・もも研究所 水産試験場内水面試験地 農作物病虫害防除所 農作物病虫害防除所紀の川駐在 粉河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校</p>
<p>伊都振興局</p>	<p>伊都振興局 農林大学校 古佐田丘中学校 橋本高等学校 紀北工業高等学校 伊都中央高等学校 紀北農芸高等学校 笠田高等学校 きのかわ支援学校</p>	<p>伊都振興局 農林大学校 (林業研修部及び就農支援センターを除く。) 古佐田丘中学校 橋本高等学校 紀北工業高等学校 伊都中央高等学校 紀北農芸高等学校 笠田高等学校 きのかわ支援学校</p>
<p>有田振興局</p>	<p>有田振興局 紀中県税事務所 農林水産総務課 (果樹試験場) 果樹園芸課 (農作物病虫害防除所有田川駐在) 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校</p>	<p>有田振興局 紀中県税事務所 果樹試験場 農作物病虫害防除所有田川駐在 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな支援学校</p>
<p>日高振興局</p>	<p>日高振興局 農林水産総務課 (農業試験場暖地園芸センター、果樹試験場うめ研究所、畜産試験場養鶏研究所) 果樹園芸課 (農作物病虫害防除所みなべ駐在) 農林大学校 (農林大学校就農支援センター) 日高高等学校附属中学校 日高高等学校 紀央館高等学校 みはま支援学校</p>	<p>日高振興局 農林大学校就農支援センター 果樹試験場うめ研究所 農業試験場暖地園芸センター 畜産試験場養鶏研究所 農作物病虫害防除所みなべ駐在 日高高等学校附属中学校 日高高等学校 紀央館高等学校 みはま支援学校</p>
<p>西牟婁振興局</p>	<p>西牟婁振興局 災害対策課 (防災航空センター) 紀南県税事務所 消費生活センター (消費生活センター紀南支所) 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 観光振興課 (世界遺産センター) 農林水産総務課 (林業試験場) 畜産課 (紀南家畜保健衛生所) 農林大学校 (農林大学校林業研修部) 教育センター 学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 図書館 (紀南図書館) 紀南教育事務所</p>	<p>西牟婁振興局 防災航空センター 紀南県税事務所 紀南児童相談所 田辺産業技術専門学院 世界遺産センター 農林大学校林業研修部 林業試験場 教育センター 学びの丘 田辺中学校 南部高等学校 田辺高等学校 田辺工業高等学校 神島高等学校 熊野高等学校 南紀高等学校 南紀支援学校 はまゆう支援学校 紀南図書館 紀南教育事務所</p>
<p>東牟婁振興局</p>	<p>東牟婁振興局 環境生活総務課 (南紀熊野ジオパークセンター) 紀南児童相談所 (紀南児童相談所新宮分室) なぎ看護学校 農林水産総務課 (畜産試験場、水産試験場) 畜産課 (紀南家畜保健衛生所東牟婁支所) 砂防課 (土砂災害啓発センター) 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校 紀南教育事務所 (紀南教育事務所東牟婁駐在)</p>	<p>東牟婁振興局 南紀熊野ジオパークセンター なぎ看護学校 畜産試験場 水産試験場 土砂災害啓発センター 串本古座高等学校 新宮高等学校 新翔高等学校 みくまの支援学校</p>

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。